

舞多聞東2丁目地区建築協定・舞多聞東2丁目地区緑地協定運営細則

第1条（目的）

この細則は、舞多聞東2丁目地区建築協定及び舞多聞東2丁目地区緑地協定（以下「協定」という。）の運営に関し必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

第2条（運営委員会）

協定第7条に基づく協定運営委員会（以下「委員会」という。）の招集は必要に応じ、委員長が行う。

2 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

- ① 協定により委員会に委託された事項
- ② 協定の運営につき行政官庁から委員会に諮問された事項
- ③ その他、土地の所有者等が申し出た事項で委員会が必要を認めたもの
- ④ その他、協定の運営に関すること

3 委員会はガイドラインの運営を行う。

4 委員会の議決は役員を含め委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第3条（委員会の組織）

委員は図1で定めるA～Gのグループにつき1名を選出する。また、その選出方法は各グループで定められた方法とする。

2. 補欠のため選挙された者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
4. 委員会に会計および活動を監査する監事を1名おき、その任期は1年とする。
5. 監事は委員会において、委員以外から選任する。
6. 委員会は、事務所を委員長宅におく。

第4条（専門的知識の活用）

委員会は、専門的な知識を有する者に対し、委員会の業務執行に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第5条（総会）

協定区域内の土地所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者及び貸借権者（以下「土地の所有者等」という。）全員で構成する総会を、年1回開催する。また必要と認められる時に、臨時総会を開催するものとする。

2 総会の招集は委員長が行う。

3 次の各号に掲げる内容については、総会の議決又は承認によらなければならない。

- ① 委員および監事の選任
- ② 委員会の決定事項の変更に関すること
- ③ 運営報告及び収支報告に関すること
- ④ 細則の変更及び廃止に関すること

4 総会は土地の所有者等の過半数の出席で成立する。

5 前項の場合において、委任状を提出した土地の所有者等は出席者とみなす。

6 総会の議事は出席者の過半数により決める。

第6条（意見の聴取）

委員会は、必要ある場合、関係人を委員会に出席させその意見を聴くことができる。

第7条（議事録の作成及び保管）

委員会及び総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長がこれに署名押印しなければならない。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求があった時は、これを閲覧させなければならない。

第8条（会費）

委員会の会費は土地の所有者等全員より徴収し、月額100円とし、1年度分前納とする。

第9条（会計年度）

毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条（土地の所有者等の変更の届出）

舞多聞東2丁目地区建築協定第11条の規定による土地の所有者等の変更の届出は第1号様式により行うものとする。

第11条（建築計画の事前届出）

舞多聞東2丁目地区建築協定第11条の規定による建築計画の事前届出は第2号様式により行うものとする。

2 前項の届出は工事前に行わなければならない。なお、新築、増築、改築に伴い、建築基準法に基づく建築確認申請を行う場合は、届出は当該建築確認申請の前に行わなければならない。

3 第1項の届出を受けた委員会は、14日以内に届出者に適否の通知をしなければならない。

第12条（委任）

この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他協定の運営上必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

第13条（個人情報の管理）

委員会の所有する土地の所有者等に関わる個人情報については、十分な管理を行わなければならない。但し、公共機関等からの開示請求があった場合には、開示するものとする。

また、その他からの開示請求があった場合には、委員会等で開示の必要性を協議し、真に必要な場合のみ、開示するものとする。

第14条（第三者による調停）

委員会と土地の所有者等との間で紛争となった場合は、第三者を調停人にたて、解決を図るものとする。

附則

1. この細則は委員会設立の日（平成21年5月24日）より施行する。
2. 会費の支払開始月は平成21年6月からとする。

